

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2018年9月28日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード
1	<p>【既設多核種除去設備(C)クロスフローフィルタ(1C)ドレン配管からの水漏れについて】 既設多核種除去設備(C)の前処理設備クロスフローフィルタ(1C)ドレン配管より水漏れを確認。漏れは堰内に留まっており、建屋外への流出はなし。 調査結果、当該配管にピンホールを確認し、応急修理にて漏れを止め確認。 今後、当該配管を交換予定。</p>	G II
2	<p>【既設多核種除去設備(B)供給ポンプ(1B)軸封部からの水のにじみについて】 既設多核種除去設備(B)供給ポンプ(1B)軸封部より水のにじみ及び下部に設置している受け容器内に水溜りを確認。 滴下した水は受け容器内に留まっており、流出はない。 なお、当該システムの運転を停止し、ポンプを隔離し、水のにじみ停止を確認。 今後、当該ポンプ軸封部を点検、修理予定。</p>	G II
3	<p>【フランジ型タンク解体片の除染用ブラスト装置の噴射弁の固着について】 フランジ型タンク解体片の除染用ブラスト装置の噴射弁1個に弁の固着により噴射量調整が出来ないことを確認。 なお、除染作業に影響なし。</p>	G III
4	<p>【共用高圧電気室の床ファンネルの詰りについて】 共用高圧電気室の床ファンネルに詰りを確認。 今後、当該ファンネルの排水配管を点検、清掃予定。</p>	G III
5	<p>【1号機原子炉建屋飛散防止用ミスト散水設備除湿装置(B)装置内の空気作動弁点検時の不備について】 1号機原子炉建屋飛散防止用ミスト散水設備除湿装置(B)装置内の空気作動弁(3個)点検において、弁の消耗部品を交換した際、部品の一部(ねじ用ワッシャ)を組み込まずに復旧したことが判明。 なお、当該装置(B)の運転状態に問題が発生していないことから、今後、装置(A)点検終了後に装置(B)の当該弁(3個)の再分解を行う予定。</p>	G III
6	<p>【増設多核種除去設備(B)試料採取弁のシート漏れについて】 増設多核種除去設備(B)の試料採取弁出口側より試料採取用シンク内に水が滴下していること確認。 当該試料採取弁の上流側元弁を閉とし、滴下の停止を確認。 なお、滴下した水のシンク外への流出はない。 原因は当該弁のシート漏れと推定。 今後、当該弁を点検予定。</p>	G III